

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画 「人権かわさきイニシアチブ」を策定しました

川崎市では、令和4年3月に概ね10年間を計画期間とする「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権に関する施策の基本理念及び基本目標を掲げ、人権施策を進めています。

令和8年度から令和11年度までを計画期間とする第2期実施計画では、基本計画で定めた政策体系や「人権に関する基本的施策」の体系を継承しつつ、男女平等に関わる人権に「困難を抱える女性等への支援」、障害者の人権に「合理的配慮」、性的マイノリティの人権に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」という新たな視点を取り入れ、また、不当な差別を解消するための施策をはじめ、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画第4期実施計画や分野別の他の計画等との整合を図りながら、市民にとって分かりやすく、社会状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画となるよう、構成の抜本的な見直しを行いました。

「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」について、パブリックコメント手続きを実施し、市民の皆様から、9通（意見総数52件）の御意見をお寄せいただき、この度、御意見を踏まえ記載内容を修正のうえ、計画を策定しましたのでお知らせします。

1 添付資料

資料1 川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料2 川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」【概要版】

2 その他

計画本編は、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000185796.html>

【問合せ先】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 羽田野
電話 (044) 200-2315